

# 福祉医療費受給券・助成券の受給対象ではありませんか

福祉医療費受給券は健康保険対象医療費の自己負担分の一部または全部を助成するものです。最近転入した人などで、受給資格があると思う人は問い合わせてください。

現在の対象者のうち、受給資格に当てはまる人には、7月上旬に申請書を郵送します。必要書類と一緒に、保険年金課へ提出してください。

**受給資格** 本人、配偶者、福祉医療での扶養義務者には、それぞれ所得制限があります。

区 分	助成対象者
福 重度心身障害者(児)・ 重度心身障害老人	・身体障害者手帳(1～3級)を持つ人 ・療育手帳を持つ人 ・特別児童扶養手当1級の支給対象児童
福 母子家庭・父子家庭	18歳未満の児童を扶養しているひとり親とその子
老 65～74歳老人	本人(昭和19年4月2日以降に生まれた人)およびその配偶者、扶養義務者の全てが市県民税非課税の人 ※昭和19年4月1日以前に生まれた人は福祉医療の助成対象者にはなりません。
福 ひとり暮らし寡婦・ひとり暮らし高齢寡婦	かつて母子家庭で児童を扶養していた人で、ひとり暮らしの状態が1年以上続いている、今後もその状態が継続すると見込まれる人
精 精神障害者(児)	精神障害者保健福祉手帳1～3級を持つ人で、自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている人
精老 精神障害老人	

↑びわ色からうぐいす色になります。

現在お持ちの保険証の有効期限は7月31日です。8月1日から使える新しい保険証は、7月中旬に簡易書留郵便で送ります。

また、現在有効な限度額適用・標準負担額減額認定証を持っている人で、平成30年度住民税が世帯全員非課税の人には減額認定証も保険証に同封して郵送します。

## 後期高齢者医療制度 新しい保険証を送ります

現在お持ちの高齢受給者証の有効期限は7月31日です。8月1日から新しい高齢受給者証(うすだいい色)を使ってください。

新しい高齢受給者証は、7月末までに特定記録郵便で送ります。

## 国民健康保険高齢受給者証 (あさぎ色)を持っている人へ

問 保険年金課(東庁舎) ☎71・2324 ☎72・2460

問 草津年金事務所国民年金課  
☎077・567・2220  
☎71・2324 問72・2460  
保険年金課(東庁舎)

※詳しくは問へお尋ねください。

◎ 学生納付特例  
年金手帳と印鑑、在学証明書か学生証(表裏両面を複写したもので可)を持って、保険年金課(東庁舎)へ。

◎ 納付免除・納付猶予  
年金手帳と印鑑を持って、保険年金課(東庁舎)へ。  
※失業による申請の場合は、「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険被保険者離職票」の写しが必要です。

◎ 学生納付特例  
学生で、本人の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。

◎ 納付猶予  
本人・配偶者の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。

◎ 納付免除  
本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の全額または一部が免除されます。

◎ 国民年金からのお知らせ  
国民年金には、経済的な理由で保険料を納めるのが困難な場合に、申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

## 国民年金からのお知らせ